

平 2 9 医 務 保 険 第 2 1 4 号  
平成 2 9 年 (2017 年) 5 月 3 0 日

医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部長

医療機関における院内感染対策について（通知）

このことについて、今般、県内の医療機関において、結核菌に感染した職員が、同感染が判明するまでの期間、引き続き同医療機関において勤務していた事例がありました。

ついては、下記の通知等に留意の上、改めて、「労働安全衛生法」（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）第 68 条に規定する就業制限を含め、医療機関における感染管理体制の確保及び院内標準予防策の徹底に努められるようお願いいたします。

記

- ・「医療機関における院内感染対策について」  
平成 26 年 12 月 19 日付け医政地発 1219 第 1 号
- ・「院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引きの送付について」  
平成 19 年 5 月 8 日付け厚生労働省医政局指導課事務連絡
- ・「医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き（案）」  
平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金（新興・再興感染症研究事業）「薬剤耐性菌等に関する研究」（H18- 新興- 11）  
<https://janis.mhlw.go.jp/material/index.html>

医務保険課医療指導班 担当：有田 TEL 083-933-2820 FAX 083-933-2939
-------------------------------------------------------------